



子育てチャンネル

「合理的配慮（ブリーディング）はいつ（よ）に？」

(1) 平等な配慮義務

本校の下の時の光景は、児童サービス事業所の送迎車でいっばいになっていきます。なぜなら、児童は下校後にサービス事業所に直行し、そこでいったん夕方まで過ごして自宅に帰るからです。

この光景は以前にはまったく見られなかったのですが、今や当たり前の時代となりました。それだけ障がいのある子ども達への理解が進み、家庭支援へのニーズが高くなってきたから、と実感しています。

さて、今年4月から「障がい者差別解消法」が施行され、「合理的配慮」が義務づけられました。国や行政機関は、合理的配慮を法的に義務づけられ、民間企業は努力義務を求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人とない人の平

等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することです。

例えば○読み書きが難しい方にタブレット端末機やパソコン、携帯電話の音声読み上げソフトを使って内容を理解できるようにする○肢体不自由の方が自力で移動できない場合は、スロープやエレベーターを設置する○複雑な指示の理解が難しい方には、指示を一つずつ分けて伝えたり、イラストを駆使して説明する一などです。

このようなことが国や行政機関に義務づけられました。国や行政機関というところ、小学校、中学校、高等学校など学校、役場などであり、もうすでに対応されている機関が多いことと思います。

(2) 障がいにかかわらず等しい機会形成のために

小学校、中学校、高等学校の普通学級には、「発達障がい」のある子ども達と一緒に在籍しています。

例えば、ある文字だけ読めない、計算が苦手など特定の教科（しかも一部分の内容）にたまずきを示す子ども、子ども達同士のコミュニケーションがなかなかとれない子ども、授業中に落ち着けずふらふらと立ち歩いてしまう子ども、友達の悪口を言ったり、暴力をふるってしまふ子どもなどです。

そのような子ども達への「合理的配慮」も他の障害のある子どもと同様に求められます。

「教育内容や方法、心理面での配慮は？」 「学級における指導体制の配慮は？」 「施設・設備面での配慮は？」。子ども達が必要とするニーズはそれぞれにさまざまなので、保護者、

本人と学校がしっかりと話し合い、合意形成が必要となります。

どのようなことを配慮すると良いのか分からない、またはこれで良いのか不安だと思っている学校は、本校や近隣の特別支援学校にご相談ください。100パーセントの回答にならないかもしれませんが、「困り感」を抱えている子ども達の支援を一緒に考えていきますので、どうぞよろしくお願ひします。

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するためには、この合理的配慮は欠かせません。障がいのある人に優しい町であることは、高齢者にも優しく、子育てしやすい町でもある、と確信しています。

北海道東川養護学校長

高橋勝利